

板橋区多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金交付要綱

(令和 7 年 3 月 27 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、単胎妊婦に比べ身体的な負担が大きく、頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦の妊婦健康診査を医療機関又は助産所で受診する者について、板橋区妊婦健康診査実施要綱((昭和 5 0 年 4 月 1 日区長決定。以下「実施要綱」という。))による受診回数を超えた分の妊婦健康診査費用を助成することにより、母子の健康を守るとともに、妊娠及び出産に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による妊婦健康診査費用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 妊婦健康診査(実施要綱に規定する妊婦健康診査又は区長が認める妊婦健康診査のうち、日本国内の医療機関又は助産所における一般健康診査の 1 4 回目を超えた 1 5 回目から 1 9 回目のものをいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。)の受診時に区内に住民登録がある多胎児を妊娠した者。
- (2) 前号の規定にかかわらず、区長が必要があると認める者。

(助成金の額等)

第 3 条 助成金の額は、前条に規定する対象者が妊婦健康診査に要した費用とする。ただし、区が別途契約医療機関と契約する単価を上限とする。

(申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出産の日から起算して 1 年以内に、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金交付申請書兼請求書(別記第 1 号様式。以下「申請書兼請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 医療機関又は助産所が発行した妊婦健康診査の領収書
- (2) 多胎に係る全ての児童の母子健康手帳等妊婦健康診査を受けていることを証する書類

(交付決定及び通知)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金交付決定

通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めたときは、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第6条 区長は、前条の規定する助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する申請人名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請者本人と異なる者に、助成金の受取りを委任することができる。この場合において、申請者は、助成金の受取りを委任する旨を、申請書兼請求書をもって区長に届け出るものとする。

3 区長は、前項の規定により、助成金の受取りの委任の届出があったときは、第1項の規定にかかわらず、申請者が助成金の受取りを委任する者名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むことができる。

（公簿等の確認）

第7条 区長は、この要綱の施行のために必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、区が保有する公簿等を確認することができる。

2 区長は、申請書兼請求書に添付しなければならない書類について、前項の規定によりその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（決定の取消し）

第8条 区長は、申請者が虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付決定を取り消した者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、保健所長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

私は、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金の交付について下記のとおり申請し、請求します。
請求金額については、下記口座にお振込みください。なお、申請書には助成対象となる項目のみ記載しています。
この申請内容について、区が保有する公簿等を閲覧・調査すること及び医療機関等に問い合わせることに同意します。
提出した領収書について、原本・コピーいずれの場合も返却されないことに同意します。

※太線の枠内をご記入ください。

申請者兼請求者	フリガナ			生年月日			電話番号		
	妊産婦氏名			年 月 日					
	出産日	年 月 日 (予定日 年 月 日)							
	住所	(郵便番号) —	板 橋 区		※住民登録をしている住所を記入してください。 ※転出された方(又は転出予定の方)は、板橋区での住所と転出先の現住所をご記入ください。				
	転出先 現住所	(郵便番号) —			転出(予定)日				年 月 日

妊婦健康診査	受診日	申請額	区 処 理 確 定 額
15回目	年 月 日	円	円
16回目	年 月 日	円	円
17回目	年 月 日	円	円
18回目	年 月 日	円	円
19回目	年 月 日	円	円
合 計	回	円	円

振込口座	振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所			
	コード	コード					
	口座種別	1普通 2当座 4貯蓄	口座番号	(右詰記入)			
	フリガナ						
	口座名義						

委 任 状 ※

私は、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金の受領を上記口座名義の者に委任します。

年 月 日

申請者兼請求者(妊産婦氏名)

※ 口座名義欄が申請者兼請求者(妊産婦氏名)以外又は婚姻前の旧姓の場合は、上欄の委任状への記入も必要です。

区 知 理 欄	受付者	住民登録日	年 月 日	母子健康手帳交付日	年 月 日
		転出年月日	年 月 日	決定額合計	円

受付印

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
助成金」について、交付決定したので通知します。

記

1 氏名

2 住所

3 助成金額 _____ 円

4 振込日

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業助成金」については、下記の理由により助成しないことに決定したので通知します。

記

理 由